

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私の国民年金加入手続は、20歳になった時に実家の両親がしてくれた。結婚後に、市役所職員が自宅に来られ、過去に未納だったすべての期間が納付できるという話があり、これが最後だと言っていた。義父に夫婦二人分の保険料をさかのぼって納めて欲しいと頼んだところ、義父から将来のために夫婦二人の国民年金保険料をまとめて納付したと言われた記憶がある。保険料は夫と一緒に納付していたはずであり、夫が納付済みであるにもかかわらず、私だけが未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の申立期間の保険料を納付していたとするその義父は、昭和36年4月の制度開始時から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付するなど、義父の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、婚姻後、市役所職員からの保険料納付勧奨を受け、その義父に依頼し、その夫と共に未納分の保険料をまとめて納付してもらったとして、いるところ、事実、社会保険事務所の記録により、義父と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和49年8月30日に46年4月から47年6月までの保険料を第2回特例納付により、さらに、47年7月から48年3月までの保険料を過年度納付により、それぞれ納付していることが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立人の夫に係る昭和46年4月から48年3月までの保険料納付が確認できる49年8月30日時点では、第2回特例納付実施期間内であり、申立期間の保険料を納付することが可能であったにもかかわらず、納付意識の高か

った申立人の義父が、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年6月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月から同年6月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

社会保険事務所で、私の国民年金納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっているとの回答を得た。私の所持する国民年金手帳には、昭和50年3月に国民年金に加入したとの記載があり、私の記憶にも、50年3月から51年3月までの期間は、町内会を通じて保険料を納付していたはずである。このことについて何度社会保険事務所に話しても納付の事実を認めてもらえなかったが、その後、50年7月から同年12月までの保険料預り書が見つかったので、社会保険事務所に提出したところ、その間については保険料納付を認めてくれた。申立期間①及び②の領収書等は見つからないが、保険料を納付していたことは間違いないので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月から町内会を通じ、国民年金保険料を納付したとしているところ、事実、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月1日を資格取得日として、同年4月に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金保険料預り書により、同年7月から同年12月までの保険料が、当時申立人が居住する地域の納付組織を通じ、納付されたことが確認できることから、申立人の主張には信^{びよう}憑性が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間はいずれも保険料の現年度納付が可能であり、申立人が保険料と一緒に納付したとするその夫の保険料は納付済みであることを考慮すると、申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、社会保険事務所保管の申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申

立人が国民年金加入資格を喪失する理由が無いにもかかわらず、誤適用の処理を行った形跡が見られるなど、行政側の記録管理が適切になされなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 44 年 6 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 49 年 3 月から 50 年 5 月まで

昭和 36 年ころ、夫が村役場で夫婦二人の国民年金加入手続を行い、保険料も二人分を村役場に直接納めていたのに、私の分だけが納付済みで夫の分が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、夫婦二人の国民年金加入手続を行い、二人分の保険料を村役場に直接納付していたとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 1 月 9 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、村役場の回答により、申立期間当時は、役場窓口での保険料^{びょう}収納事務が行われていたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人が保険料と一緒に納付していたとするその妻は、国民年金加入期間に保険料の未納は無く、厚生年金保険との切替手続もほぼ適切に行うなど、保険料納付意識は比較的高かったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年1月31日に誤適用として取消されたことが確認できるものの、申立期間は強制加入対象者として納付書が発行されていたものと考えられ、申立人が保険料と一緒に納付していたとするその妻は、申立期間のうち、厚生年金保険に加入していた期間を除く期間の国民年金保険料を納付していたことを考慮すると、申立人が申立期間において、自身の保険料の

みを納付しなかったとするのは、不自然である。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年1月31日に誤適用として取消されて以降、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 42 年 3 月まで
国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和 38 年 6 月から 42 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は、地区の納税組合を通じて、母が両親と弟妹及び私の保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金強制加入期間中の保険料をすべて納付しており、かつ、申立人はその母が申立人と一緒に保険料を納付していたとする同居の両親及び弟妹とも国民年金加入期間に未納が無いことから、申立人の母の保険料納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、住居移転後の昭和 44 年 8 月に払い出されているが、申立人に係る A 市役所の納付記録及び社会保険庁の記録を見ると、42 年 4 月から国民年金保険料を現年度納付していることをうかがわせる記録となっており、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を前提とすると、時効により保険料を納付できない期間も含まれているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性を否定できず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが考えられる。

さらに、申立人の居住地域において、申立期間当時に集落単位で国民年金保険料等の集金が行われていたことが確認できるため、申立内容全般について不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は昭和32年に結婚して夫、夫の両親及び夫の姉と同居していた。国民年金には35年の制度発足時に町内で一斉に加入して、町内集金で納付していた。当時、義父は町内会の会計をしており義姉と夫と私の3人で最初から納めていたはずだから、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その義父が、申立人の国民年金加入手続を行い、町内会の集金人に保険料を納付していたとしているところ、事実、申立人の居住する地域では、隣組の納付組織による保険料納付が行われていたことが、申立人の近所に居住していた複数の住人の証言により確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月24日に申立人の夫及び申立期間当時同居していた夫の姉とともに連番で払い出されていることから、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であり、町内会の会計も務めていた納付意識の高い申立人の義父が、加入手続直後の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人と同一地域に居住し、申立人と同一日である昭和36年1月24日に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者10人の納付記録を調査したところ、このうち9人は同年4月から保険料を納付済みであることが確認できることから、当該地域では納付組織による国民年金加入者に対する保険料納付勧奨が行われていたことが確認でき、このような状況下において、申立人及びその夫のみが保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は昭和32年に結婚して、妻、私の両親及び私の姉と同居していた。国民年金には35年の制度発足時に町内で一斉に加入して、町内集金で納付していた。当時、父は町内会の会計をしており姉と妻と私の3人で最初から納めていたはずだから、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その父が、申立人の国民年金加入手続を行い、町内会の集金人に保険料を納付していたとしているところ、事実、申立人の居住する地域では、隣組の納付組織による保険料納付が行われていたことが、申立人の近所に居住していた複数の住人の証言により確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月24日に申立人の妻及び申立期間当時同居していた申立人の姉とともに連番で払い出されていることから、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であり、町内会の会計も務めていた納付意識の高い申立人の父が、加入手続直後の申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人と同一地域に居住し、申立人と同一日である昭和36年1月24日に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金被保険者10人の納付記録を調査したところ、このうち9人は同年4月から保険料を納付済みであることが確認できることから、当該地域では納付組織による国民年金加入者に対する保険料納付勧奨が行われていたことが確認でき、このような状況下において、申立人及びその妻のみが保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から同年12月まで

申立期間当時、国民年金保険料は町内の班長が3か月に1回集金に来たので私が納付していた。受け取った領収書は細長い用紙で年金手帳に貼っておいたと思うが、昭和46年12月末に現在の住居地に引っ越しをした時に無くしてしまった。納付月には間違いなく町内の班長が保険料の集金に来たはずであり、納付しないはずはない。

また、申立期間の直前である昭和46年4月から同年6月までの保険料は、納付記録を社会保険事務所に照会したところ、A市役所保管の納付記録により、未納から納付済みに訂正されていることを考えると、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、申立人の保険料納付意識は比較的高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の保険料は納付済みである上、申立期間当時、A市においてはほとんどの地域において、3か月ごとに町内会による国民年金保険料収納事務が行われていたことが確認できることから、3か月に1回集金に来た町内の班長に保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間直前の昭和46年4月から同年6月までの保険料は、A市役所保管の国民年金被保険者名簿に記載された納付記録により、平成20年12月19日に未納から納付済みに記録訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった形跡がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで
A市内の会社に勤務していた時、同社を退職してB市の小売商に勤めることが決まっていたので、事務担当者から転入届出と国民年金の加入手続をするように指導があった。
昭和48年7月ごろ、B市への転入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自宅近くのB市役所の出先支所で納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月に払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付することが可能であり、事実、申立期間直前の48年7月から同年11月までの保険料が納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況に関する記憶は、具体的かつ鮮明であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から同年12月2日まで

私は、昭和37年3月1日にA社に入社以来、一貫して同グループ企業に勤務していた。41年9月1日付けでA社C部から、同社B出張所D課へ異動したが、この日から同年12月2日までが空白期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び同僚の証言により、申立人がA社B出張所に継続して勤務し（昭和41年9月1日付け、A社本社から同社B出張所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社本社は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から47年3月まで
昭和38年3月から47年3月までの国民年金保険料について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
昭和38年当時に義母が国民年金の加入手続を行い、毎月集金に来る自治会の集金人に国民年金保険料を納めていた。
このため、申立期間の保険料について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその義母も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月18日に払い出されており、これを前提にすると、申立期間の大部分が時効により保険料を納付できない上、申立人は後日まとめて納付したとの記憶も有していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年1月から44年3月までの期間及び平成6年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年1月から44年3月まで
③ 平成6年2月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①については、A町の母が加入手続を行い、保険料を納付していた。

申立期間②については、何か月か記憶にないがB市の自治会の人が集金に来てくれ、妻が保険料を納めていた。

申立期間③については、納付していたが未納となっている。

このため、各申立期間について、保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻（昭和37年3月）後の37年5月に払い出されたことが確認でき、申立期間は過年度納付が可能な期間であるものの、申立人及びその妻は保険料をまとめて納付した記憶が無いとしているなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

2 申立期間②について、申立人はその妻が集金に来た自治会の人に保険料を納付していたとしているが、申立人の妻に係る申立期間の保険料も未納である上、申立期間当時申立人が居住していた地域において、納付組織による保

険料収納事務が行われていたことが確認できない。

また、社会保険事務所の記録により、申立人が申立期間当時居住していたB市の管轄社会保険事務所に対し、前居住地を管轄していた社会保険事務所から申立人の国民年金記録が移管された時期は、昭和44年2月27日であることが確認できることから、申立期間において移転先のB市から申立人に対し、納付書の送付はなかったものと推認できる。

3 申立期間③について、当該期間は、申立人が60歳に到達した以降の任意加入期間であるが、申立人及びその妻は、この時点において、改めて国民年金の任意加入手続を行った記憶は無いとしていることから、申立人に対し、納付書が発行されず、保険料が納付されなかったものと推認される。事実、社会保険庁の記録においても、申立期間は、未加入期間とされており、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から44年5月まで
昭和42年9月から44年5月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和44年7月に国民年金保険料のことでA町（現在は、B市）に相談した際、職員から未加入分について、さかのぼって保険料を納付することができると言われ、後日、一括納付した。
このため、申立期間について、国民年金に未加入とされていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）及び社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月1日を資格取得日として、任意加入者として同年6月25日に払い出されたことが確認できることから、申立期間は納付書が発行されないため、申立人は国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和44年7月に町役場に相談に行った際、さかのぼって未加入分の保険料が納付できると言われ、後日、申立期間の保険料として7万円から10万円程度納付したとしているが、納付時期の記憶は曖昧である上、仮に、A町役場（現在は、B市役所）の納付記録により確認できる直近の納付日（44年7月23日）において、申立期間の保険料を納付した場合の保険料総額とは大きく相違している。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年12月まで
昭和55年4月から同年12月までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間の保険料は公民館などで自治会の役員に私や妻が毎月納付したり、まとめて納付したりしていた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を自治会の役員に対し、自身又はその妻が納付したとしているが、市役所保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和55年4月から同年12月までの納付記録欄には、「55.12.8督促」との記載が確認できる。また、その妻の納付記録においては、昭和55年4月から同年6月までの保険料が57年7月27日に、55年10月から同年12月までの保険料が57年1月11日にそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、申立人の行ったとしている納付方法によっては、保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、あまり関与していないことから、納付状況についての記憶が曖昧である上、その妻も申立期間の一部は保険料が未納である。

加えて、申立人又はその妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から46年1月までの期間及び52年10月から53年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和40年6月、40年7月から42年12月までの期間及び52年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月
② 昭和40年7月から42年12月まで
③ 昭和43年1月から46年1月まで
④ 昭和52年7月から同年9月まで
⑤ 昭和52年10月から53年8月まで

厚生年金保険加入期間中の全期間について国民年金を重複納付していた。社会保険事務所では重複納付された保険料は還付をしたと説明されたが、受け取った記憶がなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録により、「平成5年8月23日還付決議決定」、「A銀行B支店口座に振込」との記載が確認できるとともに、記載された銀行の支店に申立人名義の口座が存在することが確認できることから、申立期間の保険料は還付されたものと考えられる。

2 申立期間②及び④については、社会保険事務所保管の申立人の特殊台帳に、申立期間の保険料について還付処理されたことが還付金額及び還付決議決定日とともに記載されており、この記載内容に不合理な点は無いため申立期間の保険料は還付されたものと考えられる。

また、申立期間④については、申立人は申立人宛のC市役所D出張所発行の国民年金保険料還付についての通知書を所持しており、同通知書に記載された保険料還付額は社会保険事務所の記録と一致している。

- 3 申立期間③については、申立人は農協からの口座引落により国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間当時、申立人が居住する市においては口座引落による保険料納付は行われておらず、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められない。
- 4 申立期間⑤については、社会保険事務所保管の申立人の特殊台帳により、「昭和 52 年 10 月 25 日還付決議決定」、「昭和 52 年 7 月 1 日任意加入資格喪失」の記載が確認できることから、申立期間は申立人に対し納付書は発行されなかったものと考えられ、この結果保険料の納付はできなかったものと推認できる。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
また、申立期間①、②及び④の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から48年3月まで
国民年金の加入手続及び国民年金保険料は母が納付した。母も父も亡くなったので手続時期などは分からない。どうして12年間も未納となっているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立人が申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその母も既に他界しているため、国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、自身で国民年金保険料を二度まとめて納付したことがあるとし、その金額は2万円と4万円であったと記憶しているところ、事実、社会保険庁の記録により、昭和36年4月から同年6月までの保険料を54年11月2日に特例納付したことが確認でき、それとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（51年2月28日）では、過年度納付することができない48年4月から同年12月までの保険料が納付されていることから、申立人自身がまとめて納付したと記憶する保険料の金額は、当該期間に係る保険料であると考えられるものの、申立期間に係る保険料総額とは大きく相違していることから、申立期間の保険料すべてを特例納付したものであるとは考えられない。

さらに、申立人は上記の特例納付以外に一括して国民年金保険料を納付した記憶は無い上、申立人の母が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

加えて、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年8月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年8月から40年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和36年4月から37年3月まで及び37年8月から40年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。

国民年金を掛け始めてから4年間納付を休んでいたが、友達から「保険料を納めないと年金がもらえないよ。」と教えられたので、後日、主人が役場に行って未納分の保険料をまとめて納付してきてくれた。それからは60歳まで滞りなく保険料を納付しており、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を申請免除でなく、納付していたはずであると主張しているが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその夫は既に他界していることから、国民年金の加入状況や当時の納付状況の詳細が不明である。

また、申立期間①については、集落の集金人に納付していたと申立人は主張しているが、市からは、「当時の申立人の居住する町には納付組織はなかったようです。」との回答があり、申立人の主張する納付方法によっては、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

さらに、いずれの申立期間についても、市が保有する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録とも、申請免除となっているとともに、記録管理上の問題も見当たらず、加えて、申立人の夫が申立期間において申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
県の出先機関であるA事務所に、昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 31 日までの6か月間、地方公務員法第 22 条に基づく臨時的任用職員として勤務したが、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、厚生年金保険に加入していた記録は無いとの回答をもらった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

採用通知書及び勤務証明書により、申立人が申立期間に臨時的任用職員としてA事務所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事務所は昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時には厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事務所の上部機関である県B局は「平成 16 年 4 月 1 日以前は、社会保険の事務手続は出先機関である事務所単位で行っていた。」と回答しており、申立期間当時のA事務所次長は「臨時的任用職員は厚生年金保険に加入させていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と証言している。

さらに、当該事務所が適用事業所となった昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚は、それまでは国民年金に加入するよう指導を受けたと証言しており、事実、この同僚は厚生年金保険被保険者となるまでは国民年金に加入し、保険料を納付していることが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されてい

た具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月6日から31年1月25日まで

私は、昭和29年5月1日から31年1月25日までA社に勤務したが、社会保険事務所の回答では、厚生年金保険の加入期間は29年5月1日から同年9月6日までとなっていた。記録が無い29年9月6日から31年1月25日までについても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間中においてもA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について元同僚に照会したところ、「当時、当該事業所では従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった」と証言しており、事実、申立人が、当該事業所に勤務していたと供述している申立人の父、兄二人及び義姉の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、事業主は申立期間の厚生年金保険に係る関連資料を保有しておらず、保険料控除の有無、申立てどおりの資格の取得及び喪失に係る届出の有無及び保険料納付の有無について不明と回答している上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、元同僚から、「申立人は勤務期間の中途において病気で倒れて以来、勤務を休みがちであった。」との証言もある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月26日から35年12月27日まで

A社B工場において勤務した期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。

退職の際は、給料と退職金は受給したが、脱退手当金については説明が無く、制度自体を知らなかった。退職後は、すぐC市に帰っており、昭和36年4月には、既にC市にいた。年金請求時に初めて脱退手当金のことを知ったものであり、脱退手当金を受給した覚えは全く無い。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における女性の脱退手当金受給資格者185人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、159人に支給記録がある上、そのうち145人が約6か月以内に支給決定されている。このうち連絡先が把握できた3人は、いずれも受給したことを認めており、請求手続は、いずれも「当該事業所で代行してもらったと思う。」と証言している。

また、A社B工場においては、退職に際して担当者が脱退手当金の説明を行うとともに、申立期間当時は共稼ぎが少ないことから、次の就職が決まっている者については、請求手続も代行していたとA企業年金基金（現在においてA社の年金事務を担当）が回答していることなどを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和36年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうか

がえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間当時は、A社B事業所に在籍し、担当提携先に配属され業務指導を行っていた。昭和 29 年は前年と同様にC郡のD、E区域を担当していた。この期間も厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の元同僚のうち、二人が申立人を記憶しており、そのうちの一人は申立期間において申立人と一緒に勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚9人の記録を見ると、そのうち7人は申立人と同様に昭和 28 年及び 30 年の季節労働期間（6月から 10 月まで）は厚生年金保険の加入記録はあるものの、申立期間である 29 年の同期間（29 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで）については、厚生年金保険に未加入となっている上、このうち聴取できた3人のうち2人は申立期間において業務指導員として勤務していたが、厚生年金保険の適用について事実を確認できる証言を得ることができなかった。

また、事業主は、申立期間における保険料控除の有無、申立てどおりの資格得喪に係る届出の有無及び保険料納付の有無について不明と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間を含む昭和 29 年 3 月 20 日から 30 年 3 月 28 日までの間に健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

学校の推薦でA社に昭和37年10月から39年10月までの2年間勤務したが、社会保険庁の照会回答書では、被保険者期間が38年1月の1か月のみとなっていることに納得がいかない。同じ仕事をしていた同僚は、勤務した期間すべてが同事業所の厚生年金保険被保険者期間となっているので、私も勤務の全期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び元同僚二人の証言により、申立人が申立期間①から②までA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について事業主及び元同僚に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る申立人の被保険者原票では、昭和38年1月1日に資格取得し、同年2月1日に資格喪失していることが確認できるが、被保険者名簿及び被保険者原票には申立期間において申立人の氏名は無い上、同名簿及び同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が失われたものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月ごろから22年2月1日まで
私は昭和21年6月に復員し、同月にA公団B局に復職した。
申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間から継続してA公団B局に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散し、事業主も既に他界していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について元同僚に照会したところ、申立ての事実を確認できる関連資料及び証言を得ることができなかった。

さらに、申立人と同時期に復員したとする元同僚二人は既に他界しているため、申立人の申立内容に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人には、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から44年4月1日まで

現社長の父親と一緒に、A社を設立した時から勤務していた。勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA社を設立し申立期間に勤務していたと主張しており、商業登記簿謄本により取締役として申立人の氏名は確認できるものの、当該事業所の設立当初の事業主は既に他界しており、元取締役は高齢のため証言を得ることができない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年5月1日に被保険者の資格を取得した者は「申立人を知らない。」と証言しており、申立人を記憶している現在の事業主も「毎日勤務していたかどうかは分からない。」と回答していることから、当該事業所に常勤役員として勤務していたことが確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和43年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分は、厚生年金保険の適用事業所では無い上、同日以降に係る社会保険事務所が保管する被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人の妻は申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 54 年 10 月まで
A社では、昭和 52 年 3 月から 54 年 10 月まで、パートとして働いていたので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間のうちのいずれかの期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人はパート従業員として勤務していたとしており、事業主も、申立人について「パート従業員であったので厚生年金保険及び雇用保険には加入させなかった。」と回答している上、元同僚からも同様の証言がある。事実、当該事業所に係る社会保険庁の記録に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も無い。

また、事業主は申立期間において厚生年金保険料を控除していないと回答している上、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、昭和 47 年 11 月 27 日から 56 年 7 月 21 日まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月 15 日から 34 年 12 月 26 日まで
② 昭和 34 年 12 月 26 日から 36 年 2 月 1 日まで

昭和 33 年 11 月から 36 年 2 月まで A 所 (34 年 12 月 26 日から B 所) に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同様に定時制高校に通学しながら A 所に勤務した元同僚の証言により、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主も既に他界していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、当時の事務員は、「臨時工や日雇扱いの勤務者は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、申立人が一緒に勤務したとする元同僚も、社会保険庁の記録において当該事業所における厚生年金保険の加入が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が記憶している元同僚及び申立期間②当時 B 所に勤務していた者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したところ、申立ての事実を確認できる関連資料及び証言は得られなか

った。

また、B所は、昭和34年12月26日に解散したA所を引き継いで設立されているところ、A所から引き続き勤務していた者で、A所において厚生年金保険の加入記録が無い者は、B所が厚生年金保険の適用事業所となった34年12月26日においても厚生年金保険被保険者資格を取得していないことが確認できる。このことから、申立人についてもB所の新規適用時に厚生年金保険被保険者資格の取得手続がなされなかったものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い上、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主についても連絡先を確認することができないため、申立てに係る事実を確認することができない

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月ごろから 54 年 10 月ごろまで
昭和 49 年 10 月に A 社 B 工場に正社員として入社した他の社員の人達は厚生年金保険に加入しているのに、同じ条件で働いていた自分が加入していないことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 11 月 18 日から 50 年 3 月 31 日までの期間及び 52 年 8 月 1 日から 53 年 12 月 10 日までの期間において A 社 B 工場（現在は、C 社 D 工場）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の夫の被保険者原票により、昭和 50 年 1 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までの間は、申立人はその夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できることから、申立人が A 社 B 工場で厚生年金保険にのみに加入していたとは考え難い。

また、当時の経理事務担当者は、雇用保険は入社と同時に加入させていたが、厚生年金保険は試用期間終了後に加入させていたと証言しており、申立人についても雇用保険加入と同時に厚生年金保険に加入していなかったものと推認できる。

さらに、C 社 D 工場は、申立人の入社日（昭和 52 年 8 月 1 日）が記された従業員台帳以外、当時の資料は残っておらず、申立期間における厚生年金保険料控除の有無並びに申立てどおりの資格得喪の届出及び保険料納付の有無について不明と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたこ

とについての具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。